

## 保護者の所見

令和7年11月10日

### 足立区立中学校における生徒の自死事案 保護者

#### 第1 はじめに

二年もの長い時間をかけ、足立区いじめ等特別調査委員会による、重大事態の調査を行っていただき、心より感謝申し上げます。

#### 第2 従前調査について

今回の調査により、足立区(学校・教育委員会・区長部局・区長)において、法令や条例、国の指針等に関する理解が不十分であったため、正しい対応や調査が行われなかったことが明らかになりました。

また、従前調査では生徒に対して実施した聴き取り調査の内容の記録・データは既に破棄・削除されていたため、今回の調査で確認することはできなかったことなど、様々な信じがたい事実を知ることとなり愕然としました。

今回の再調査のためには、条例を新たに制定しなくてはならず、本来、行わなくてよい書面の準備などにより、心身共に疲弊辛い時間を過ごすことになりました。

最初から正しい対応と調査が行われていればと思うと、強い憤りを感じます。

#### 第3 いじめについて

生前に我が子から直接聞いていたことや遺品などから、遺族がいじめではないかと考えた個々の具体的な出来事をあげ、その資料も添えて調査を要望しましたが、それぞれの出来事について個別に検討したり説明することもなく「心身の苦痛を感じていたことを示し、あるいはそのことを推認させる証言や資料を見出だすことはできなかった」と、ひとまとめにして報告されました。

しかし、遺族としては、一般的にいじめと推認できる資料は提出しています。

例えば、顔に落書きをした画像をグループ LINE に送信する行為は、自分の顔に落書きされた画像を本人が目にした場合、心身に苦痛を感じると思うのが一般的なのではないでしょうか。

もしも、落書きをした友人が聴き取りに応じなかったとしても、資料として提出した画像を見ていただければ理解できると思います。

悲しみの中、遺品を一つ一つ確認し作成した資料には、遺族の想いが込められています。

なせそれがいじめに該当しないのかについて説明することもなく、ひとまとめにいじめを否定するような報告をされたことは残念でなりません。

#### 第4 教職員による不適切な行為

いじめの報告とは対照的に、教職員による不適切な行為については遺族が調査を要望した個々の具体的な出来事に対し、丁寧に検討、報告していただき、その中の二件については「不適切であったと言わねばならない」と明記されました。

もっとも、「不適切な指導がストレス要因の一つになっていた可能性は否定できない」「本件生徒の自死は、長期にわたる様々なストレス要因の複合的な作用と、精神的な健康の悪化の結果として捉えられる可能性がある」としながらも、「自死の原因となったことを示し、あるいはそのことを推認させる証言や資料を見出せなかった」と報告されていることには矛盾を感じ、理解することができません。

報告書にも記載されているように、学校で、指導として不適切な行為が行われ、我が子が泣かされ傷ついたことは事実です。

他にどのような証言や資料があれば「見出す」ことができるのでしょうか。

#### 第5 最後に

最愛の我が子を失い四年の月日が経ってしまいました。

私たちはこの四年間で、今回を含め三冊の「調査報告書」を受け取りましたが、三回目にして、やっと、法令や条例、国の指針等に沿った報告書を手にすることができました。

深く感謝申し上げます。

長かった四年間を振り返ると、人は自分に都合よく解釈したり、嘘をつくことがあると思い知らされました。

例えば、我が子が最も親しみをもち、信頼を寄せていた教員の聴き取り内容は、遺族が面談や電話で直接教員から聞いた内容とは全く違う証言になっていました。

とてもショックで裏切られた気持ちになり、悲しくて涙が止まりませんでした。

今後、足立区で重大事態が起こらないことを祈りつつも、もしも起きてしまった時には、今回のようなことが二度と繰り返されぬよう、法令や条例、国の指針やガイドライン等を遵守し、対象者に寄り添う対応と調査を行っていただきたいと切に願います。

以上